

# 豊山町いじめ防止基本方針

平成31年1月

豊山町

## 目次

### 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめ防止等の対策に関する基本理念
- 3 いじめ防止に向けた方針

### 第2章 いじめ防止等のために豊山町が実施する施策

- 1 豊山町いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 2 豊山町いじめ問題専門委員会の設置
- 3 教育委員会の取組  
(1) いじめの未然防止・早期発見 (2) いじめの対応 (3) 学校評価と学校運営改善の実施
- 4 その他の事項

### 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- 1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方
- 2 学校の組織づくり
- 3 学校におけるいじめの防止等の具体的な取組

### 第4章 重大事態に対する対処

- 1 重大事態の発生と調査  
(1) 重大事態の意味 (2) 重大事態の報告 (3) 調査の趣旨と調査主体 (4) 調査を実施する組織  
(5) 事実関係を明確にするための調査の実施 (6) その他の留意事項 (7) 調査結果の提供及び報告
- 2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置  
(1) 再調査 (2) 再調査を行う機関の設置 (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

## 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号、以下「法」という。)第2条において、いじめとは、「児童等<sup>※1</sup>に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響<sup>※2</sup>を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切である。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「校内いじめ防止対策委員会」(以下、「校内対策委員会」という。)を活用し、組織的に判断することが求められている。

さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要である。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人間関係がある状態を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### 2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

子どもは社会の宝であり、豊かな未来社会の形成者として多くの人々の希望と期待を集める存在である。いじめは子どもの健やかな成長を脅かす阻害要因であり、将来に向けた希望を失わせるほどの深刻な影響を与えるものである。こうした認識に立ち、いじめ防止等の対策に対する基本理念を次のように定める。

- (1) いじめは、どの子どもにもどの集団にも起こり得る身近で深刻な人権侵害事案である。
- (2) いじめの防止等に関する問題は、その解決に向けて地域社会の人々全体で真剣

に取り組むべき問題である。

- (3) 学校、保護者、地域など全ての人々がそれぞれの役割を自覚し、子どもが安心して生活できる、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

### 3 いじめの防止に向けた方針

子どものいじめを防止するには、地域社会全体がいじめの起きない環境づくりに努め、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のためには町全体が子どもの成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

#### (1) 町として

- ア いじめの防止に関する基本的な方針を定め、いじめの防止及び解決を図るための施策を総合的に策定し、実施する。
- イ いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- ウ 学校におけるいじめの実態の把握に努め、いじめに関する報告を受けた場合は、適切かつ迅速に必要な措置を講じる。
- エ いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

#### (2) 学校として

- ア 教育活動全体を通して、誰もが安心して生活できる学校づくりを目指す。
- イ いじめの未然防止を意識した教育活動を進め、発生した場合は早期解決に向けて保護者、地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ウ いじめの早期発見、早期対応、早期解決に向けて、校長のリーダーシップのもと、組織的かつ計画的に取り組む。
- エ 相談窓口を明示し、定期的な調査や個別面談を通して一人一人の状況把握に努める。

#### (3) 保護者として

- ア 子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にす心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努める。
- イ 保護者、学校、地域の人々との情報交換に努め、協働する。
- ウ いじめの恐れがあると思われる場合は、学校及び関係機関に速やかに相談する。

#### (4) 子どもとして

- ア 何事にも精一杯取り組み、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない環境づくりに協力する。
- イ いじめがあると思われるときは、当事者に声をかけ、周囲の大人に相談するなど、積極的に行動するよう努める。

(5) 町民、事業者、関係機関として

- ア いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に情報を提供し、連携していじめの防止に努める。
- イ 町民等は、地域行事に子どもが参加できるよう十分に配慮する。
- ウ 関係諸機関はそれぞれの役割を認識し、相互に連携し、いじめの根絶に努める。

## 第2章 いじめの防止等のために町が実施する施策

町は、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、推進する。また、これらに必要な財政上の措置を講じるものとする。具体的には、

- ア 子どもの健全育成に係る機関、諸団体等との連携を強化する。
- イ 保護者を対象として啓発活動を行う。
- ウ 学校と家庭、地域が地域ぐるみで対応する体制の構築を図る。
- エ いじめに係る相談制度についての広報及び啓発活動を推進する。

などの施策を実施する。なお、いじめに係る相談・情報提供を受けた職員は、個人情報の漏洩防止、その他当該個人情報の適正な取り扱いに留意しなければならない。

### 1 豊山町いじめ問題対策連絡協議会の設置

町は、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、法の趣旨を踏まえ「豊山町いじめ問題対策連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という。）を設置する。構成委員等については別に定める。（→豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱）

### 2 豊山町いじめ問題専門委員会の設置

町教育委員会は、連絡協議会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときには、法の趣旨を踏まえ「豊山町いじめ問題専門委員会」（以下、「専門委員会」という。）を設置する。構成委員等については別に定める。（→豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱）

また、「専門委員会」は、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の教育委員会としての調査組織を兼ねるものとする。なお、委員は当該いじめ事案の関係者と利害関係を有しない者をもって構成する。

### 3 町教育委員会の取組

#### (1) いじめの防止・早期発見に関すること

- ア 全ての教育活動を通じて人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- イ いじめを未然に防止する活動が重要であることを、児童生徒、保護者、教職員

に啓発する。

ウ いじめの早期発見のため、定期的な調査や面談を行う体制を整える。

エ 教職員に対する研修機会を設ける。特に生徒指導主任、人権教育担当者、道徳教育担当者等へ専門性を高める研修を行う。

## (2) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

○ 教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて支援し、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は自ら調査を行う。

○ 教育委員会は、必要な場合は学校教育法第35条第1項の規定に基づき、いじめを行った児童生徒の保護者に対して出席停止を命ずるものとする。

イ 学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

○ 教育委員会は、学校に対して、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう指導する。

○ 教育委員会は学校に対して、児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるような事案については速やかに警察に通報し、連携した対応を取るよう指導する。

## (3) 学校評価と学校運営改善の支援

ア 教育委員会は、学校が行う迅速かつ適切な対応や組織的な取組を評価する。

イ 教育委員会は、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりに努力する。

## 4 その他の事項

町と教育委員会は、「豊山町いじめ防止基本方針」の策定から2年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案してその見直しを検討し、必要があると認められるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定への考え方

学校は、法第13条の規定に基づいて、自校のいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）として定め、公表する。具体的には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、相談体制の充実、指導体制の確立、校内研修の充実などの内容を盛り込むものとする。

## 2 学校の組織づくり

学校は、法第22条に基づき、教職員の一致協力体制を確立するための組織として、「校内対策委員会」を設置する。校内対策委員会の役割として具体的には次のことが期待される。

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
- (2) いじめの相談・通報の窓口
- (3) いじめを察知した場合の情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導や支援体制や対応方針の決定、保護者との連携の仕方等の決定
- (4) 学校のいじめ対策全般に係る検証（＝P D C Aサイクル）

## 3 学校におけるいじめの防止等の具体的な取組と実施上の留意点

学校は、町教育委員会と連携して、国の「いじめ防止基本方針」に添付された「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」などを参考にし、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等にあたる。

教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに「校内対策委員会」において当該いじめに係る情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応する。また、学校対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。

学校は、加えて次のようなことに取り組むことも期待される。

- ア 児童生徒がいじめを自分たちの問題として捉え、話し合う活動を重視する。
- イ 児童生徒に、規律ある授業態度や集団のよさについて感得させ、優れたコミュニケーション能力の育成を図る。
- ウ 教職員の言動がいじめを助長することのないよう指導の在り方に注意を払う。
- オ 情報モラル教育を推進する。
- カ 保護者や地域住民が参画する家庭教育事業や生徒指導推進事業などを活用し、いじめ問題等、学校が抱える課題を共有する一助とする。

学校基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価し、いじめ防止等のための取組の改善を図るものとする。

## 第4章 重大事態に対する対処

### 1 重大事態の発生と調査

#### (1) 重大事態の意味

ア 法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。たとえば次のようなケースが想定される。

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な障害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

イ 法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態として対処する必要があることに留意する。

#### (2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告する。報告を受けた教育委員会は町長に報告する。

#### (3) 調査の趣旨と調査主体

法第28条の調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、町長による調査を実施することも想定する。この場合、調査対象となる児童生徒への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。(例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となつて行ない、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる。)

#### (4) 調査を実施するための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大

事態に係る調査を行なうために、速やかに組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には、「専門委員会」が調査にあたる。

#### (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

#### ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応にあたる必要がある。

#### イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

※ いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」文部科学省(平成23年6月)(改訂平成26年7月)を参考にする。

#### (6) その他の留意事項

第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ず



るとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行なった調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はこの限りではない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

#### (7) 調査結果の提供及び報告

##### ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

但し、これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

##### イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

## 2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

### (1) 再調査を行なう組織の設置

上記(7)一イの報告を受けた町長は、当該方向に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下、「再調査」という。）を行う。再調査についても教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時、適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### (2) 再調査を行う機関の設置

再調査を行う機関については、町長の附属機関として地方自治法第174条第1項に規定されている専門員からなる「豊山町いじめ問題調査委員会」（以下、「調査委員会」という。）を設置する。（→豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱）

委員は当該いじめ事案の関係者と直接の利害関係を有しない者を選任し、当該調査の公平性・中立性を図る。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や学校課題解決の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に取り組む教職員の配置などの人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など、外部専門家の追加配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、町長はその結果を議会に報告する。

おって、その内容については、個々の事案に応じて適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては十分に配慮されなければならない。